

## 規制シート(様式)

070200300650001

平成31年3月6日

|                    |  |                    |                                    |
|--------------------|--|--------------------|------------------------------------|
| 規制の名称              | 指定建物錠の防犯性能の表示  | 所管府省               | 警察庁                                |
| 根拠法令等              | 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律(平成15年法律第65号)、特殊開錠用具所持の禁止等に関する法律施行令(平成15年政令第355号)   | 担当局課等及び作成責任者の役職・氏名 | 生活安全局生活安全企画課長<br>小柳誠二              |
| 規制目的               | 建物錠の防犯性能の表示に関し、統一的な定めを設ける制度を創設し、これによって建物錠の製品選択の指標を設け、もって市場原理を機能させることにより、防犯性能の高い建物錠の開発及び普及を促進しようとするもの。  |                    |                                    |
| 規制内容の概要            | <p>特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律においては、国家公安委員会は、建物錠のうち防犯性能の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるもの(以下「指定建物錠」という。)について、その種類ごとに、製造又は輸入を業とする者(以下「製造業者等」という。)が表示すべき事項及び防犯性能の表示に際して製造業者等が遵守すべき事項を定めて告示するものとされており、製造業者等が、当該告示に従って防犯性能に関する表示をしていないと認めるときは、当該製造業者等に対し勧告をすることができるとともに、勧告を受けた製造業者等が、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができることとされている。</p> <p>また、同法において、国家公安委員会は、必要な限度において、製造業者等に対し、指定建物錠に係る業務の状況を報告させ、又は警察庁の職員に、製造業者等の事務所、工場又は倉庫に立ち入り、指定建物錠、帳簿、書類その他の物件を検査させることができるとされている。</p> | 関連する予算             | 指定建物錠等の防犯性能等の検証に要する経費(平成30年度984千円) |
| 規制の最近の改廃経緯         | なし   | 関連する政策評価結果         | -                                  |
| 規制を維持、改革又は新設する理由   | 現時点において、法令を改正して対応しなければならない事項が認められないため。   | 規制の維持、改革又は新設の別     | 維持                                 |
| (規制を改革する場合の改革の方向性) |  |                    |                                    |
| 見直し条項              | 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律附則第3条   |                    |                                    |
| 次の見直し時期            | 平成35年度   |                    |                                    |